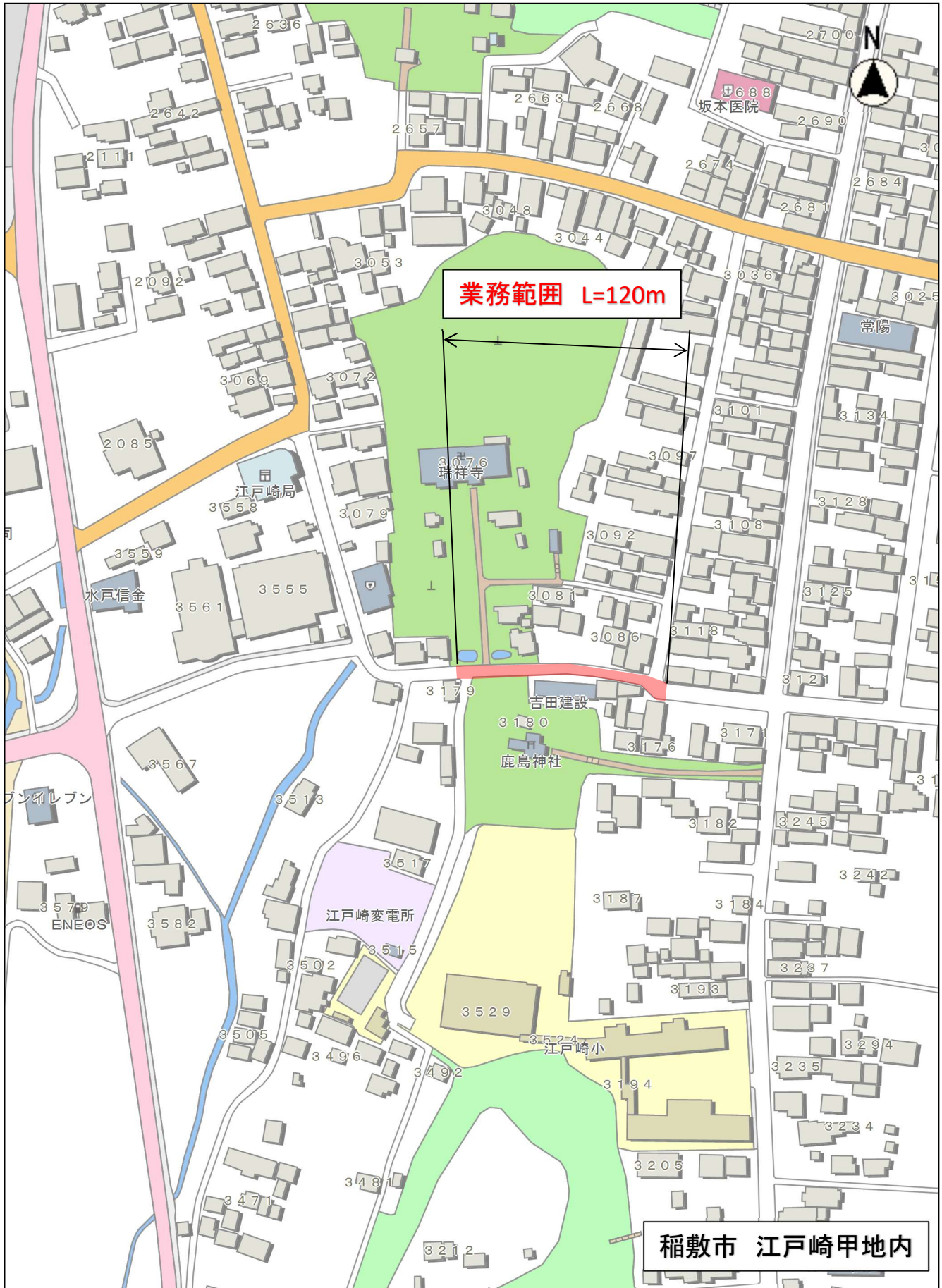


委託費執行 概要書

市長	副市長	総務部長	部長	課長	課長補佐		課 員		設計
執行年度		令和 8 年度							
工事番号 工事名		第08-00-723-2-053号 8市単 市道（江）1014号線測量設計業務委託 起 工 設計書							
工事場所 又は履行場所		稲敷市 江戸崎甲 地内							
施工方法		委 託		原契約年月日		令和 年 月 日			
工期又は 履行期間		契約締結の翌日 から 令和 年 月 日 まで 120 日間							
請 負 人 又は 受 託 者									
費 目		起 工	第1回変更	増 減（△）		変更請負に付する工事価格 ＝変更積算工事価格×請負費率			
起 工 額						請負費率： $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数点7位切り捨て6位止め)			
請負(委託) に付する額						変更積算工事価格 円			
工事(業務)価格						請負費率 — 円			
測量試験費 又は工事雑費						変更工事価格 円			
消費税相当額									
請負(委託) 決 定 額									
工 事 概 要									
内 容		規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3 単位3
測量設計業務		N＝	1	式					
基礎測量 N＝1 式									
路線測量 L＝0. 1 2 k m									
道路設計 L＝0. 1 2 k m									
変更理由									

平面図



稲敷市 江戸崎甲地内

縮尺 1 : 2500

0 10 20 30 40 50 60

市道(江)1014号線測量設計業務委託

測量業務委託特記仕様書

稲敷市 土木管理部 建設課

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、稲敷市の発注する測量業務等【8 市単 市道（江）1014 号線測量設計業務委託】に適用する。

ただし、特記仕様書にないものについては、茨城県の測量作業共通仕様書及び用地測量等共通仕様書を遵守するものとする。

(目 的)

第 2 条 本業務は、特記仕様書に示す区域において、工事発注に必要な資料を作成することを目的とする。

(業務位置)

第 3 条 本業務における業務位置は、別添位置図のとおりとする。

(業務内容)

第 4 条 本業務における業務内容は、別紙 1 及び数量計算書のとおりとする。

(管理技術者)

第 5 条 管理技術者は、測量士であり、高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。

(作業規定)

第 6 条 測量作業は、国土交通省の定める公共測量作業規定及び同規定に係る運用基準（以下「規定」という。）により実施するものとする。

(作業管理)

第 7 条 受託者は、作業実施にあたり、関係法令を守り常に適切なる管理を行わなければならない。

2 測量現場が隣接する又は同一現場において別途測量作業がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については照合を行わなければならない。

3 受託者は、測量実施にあたり、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

4 受託者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

(土地の立ち入り等)

第 8 条 受託者は、測量実施にあたり、公有又は私有の土地に立ち入る場合には、あらかじめ監督員に報告するとともに、受託者の責任において関係者と緊密かつ充分なる協調を保ち円滑な測量の進捗を期さなければならない。また関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 受託者は、測量実施にあたり、宅地又は垣根、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立ち入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。

3 受託者は、測量実施のため、植栽、垣根、さく等の伐除又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。

この場合において生じた損失は、特記仕様書に示すほかは受託者が負担するものとする。

(関係機関への手続き等)

第 9 条 受託者は、測量実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、監督員と打ち合わせの上、受託者において迅速に処理しなければならない。

2 受託者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

(検 査)

第 10 条 受託者は、部分引渡し検査及び完了検査を受ける場合は、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、管理技術者又は照査技術者が立会いのうえ検査を受けなければならない。

(提出書類)

第 11 条 受託者は、業務の着手及び完了にあたり、契約約款に定めるものの外、下記の書類を監督員に提出しなければならない。

(1) 着手届 (2) 完了届 (3) 納品書

2 指示、承諾及び協議等は、原則として書面により行うものとする。

(成果品等)

第 12 条 納入する成果品は、別紙 2 のとおりとする。

(そ の 他)

第 13 条 成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を得ないで他に公表、貸与、使用または工事発注情報として提供してはならない。

2 発注者及び関係機関より貸与された資料等は、その所有者の承認を得ないで他に公表及び貸与しないこと。

3 検査が完了し、業務完了後においても過誤、脱落が認められたときは、受託者の責任においてこれを修正するものとする。

(疑 義)

第 14 条 受託者は、作業の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督員と協議の上、実施するものとする。

設計業務委託特記仕様書

稲敷市 土木管理部 建設課

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、稲敷市の発注する設計業務等【8 市単 市道（江）1014 号線測量設計業務委託】に適用する

ただし、特記仕様書にないものについては、茨城県的设计業務共通仕様書を遵守するものとする。

(目 的)

第 2 条 本業務は、特記仕様書に示された区域において、工事発注に必要な資料の設計を行うことを目的とする。

(業務位置)

第 3 条 本業務における業務位置は、別添位置図のとおりとする。

(業務内容)

第 4 条 本業務における業務内容は、別紙 1 及び数量計算書のとおりとする。

(管理技術者)

第 5 条

2 受託者は、設計業務等における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。

3 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

4 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）又はAPECエンジニアの資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

5 前項において、「同等の能力と経験を有する技術者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

①学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学卒業者にあっては、主に当該設計業務等に係る建設コンサルタント業務について 13 年以上の実務経験を有する者。

②学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては、主に当該設計業務等に係る建設コンサルタント業務について 15 年以上の実務経験を有する者。

③学校教育法による高等学校卒業者にあっては、主に当該設計業務等に係る建設コンサルタント業務について 17 年以上の実務経験を有する者。

④当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書に規定した者又は委託者が承諾した者。

6 管理技術者に委任できる権限は契約書第 9 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受

託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は委託者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ委託者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

7 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。

8 管理技術者は、第6条第6項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

（照査技術者）

第6条 受託者は、特記仕様書に定めがある場合は、設計業務等における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。

2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCM又はAPECエンジニアの資格保有者でなければならない。

3 前項において、「同等の能力と経験を有する技術者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、主に当該設計業務等に係る建設コンサルタント業務について13年以上の実務経験を有する者。

②学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、主に当該設計業務等に係る建設コンサルタント業務について15年以上の実務経験を有する者。

③学校教育法による高等学校卒業者にあつては、主に当該設計業務等に係る建設コンサルタント業務について17年以上の実務経験を有する者。

④当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書に規定した者又は委託者が承諾した者。

4 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画諸に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

5 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

6 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印の上、管理技術者に差し出すものとする。

（打合せ等）

第7条 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

また、設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

（設計業務作業）

第8条 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境、コスト縮減対策、建設副産物対策等の観点から要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計図面

設計図面は、平面図、縦断面図、標準横断面図、横断面図、小構造物詳細を作成するものとする。

(3) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」により行うものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

(照 査)

第 9 条 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 2 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 3 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 4 詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果について照査を行い、主要計画図について照査・確認を行うものとする。
- 5 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(検 査)

第 10 条 受託者は、部分引渡し検査及び完了検査を受ける場合は、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、管理技術者又は照査技術者が立会いの上、検査を受けなければならない。

(提出書類)

第 11 条 受託者は、業務の着手及び完了にあたり、契約約款に定めるものの外、下記の書類を監督員に提出しなければならない。

- (1) 着手届 (2) 完了届 (3) 納品書

- 2 指示、承諾及び協議等は原則として書面により行うものとする。

(成果品等)

第 12 条 納入する成果品等は、別紙 2 のとおりとする。

(業務カルテ)

第 13 条 契約額が 100 万円以上（税込み）の建設コンサルタント業務については、TECRIS（調査設計業務実績サービス）ヘデータ登録する。

- 2 TECRIS 用データは業者が JACIC に提出するものであるが、事前に監督員が確認

を行う。

(そ の 他)

第14条 成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を得ないで他に公表、貸与、使用または工事発注情報として提供してはならない。

2 発注者及び関係機関より貸与された資料等は、その所有者の承認を得ないで他に公表及び貸与しないこと。

3 検査が完了し、業務完了後においても過誤、脱落が認められたときは、受託者の責任においてこれを修正するものとする。

(疑 義)

第15条 受託者は、作業の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督員と協議の上、実施するものとする。

委託業務の内容

作 業 項 目 8市単 市道（江）1014号線 測量設計業務委託 作業期間 120日間

1. 基準点測量

I. 基準点測量

- 1) 4級基準点測量 3.0点

2. 地形測量

I. 現地測量

- 1) 地形図作成 S=1/500 作業量 0.0012km²

3. 応用測量

I. 路線測量 L=120m

- 1) 作業計画（作業内容の確認、必要書類の収集、機材準備、立入通知文作成等含）
2) 現地踏査（現地の状況把握、範囲の確認）
3) 線形決定
4) 中心線測量 20m間隔
5) 仮BM設置測量
6) 縦断測量
7) 横断測量 W=45m未満

4. 道路設計

I. 道路設計

- 1) 道路詳細設計B L=120m

5. 設計協議

I. 設計協議

- 1) 設計協議 1回

納入する成果品

業 務 名	品名	数量	摘要
測量業務	成果簿（図面入り） デジタルデータ	1 部 1 式	A 4 ファイル C D - R
設計業務	報告書（図面入り） デジタルデータ	1 部 1 式	A 4 ファイル C D - R
調査業務			

経費情報一覧表

第 08-00-723-2-053 号

実施 起工 設計書

項 目 名 称	今 回 設 計 情 報
工事名	市道（江） 1 0 1 4 号線測量設計業務委託
適用日	20260701
単価地区	竜ヶ崎工B
【測量業務】	
委託先による補正	補正しない
電子成果品作成費	計上する
旅費交通費率分計上	計上する(宿泊, 滞在を伴わない)
安全費率分計上	計上しない
率・経費指定区分	なし
【設計業務】	
委託先による補正	建設コンサルタント等
電子成果品作成費	計上する(概略設計、予備設計又は詳細設計)
旅費交通費率分計上	計上する(宿泊, 滞在を伴わない：土木設計業務)
安全費率分計上（橋梁定期点検）	計上しない
率・経費指定区分	なし

工事数量総括（内訳）表

第 08-00-723-2-053 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳
基準点測量				式		
			1			
基準点測量				式		
			1			
4級基準点測量				式		4級基準点測量 3.000 点
			1			
地形測量				式		
			1			
現地測量				式		
			1			
現地測量				式		現地測量 1.000 (km2) 式
			1			
応用測量				式		
			1			
路線測量				式		
			1			
路線測量				式		作業計画 1.000 業務 現地踏査 0.120 km 線形決定 0.120 km 中心線測量 0.120 km 仮BM設置測量 0.120 km 縦断測量 0.120 km 横断測量 0.120 km
			1			
直接測量費計				式		
			1			
旅費交通費				式		
			1			
電子成果品作成費				式		
			1			
諸経費				式		
			1			
業務価格計				式		
			1			
道路設計				式		
			1			
道路設計				式		
			1			

工 事 数 量 総 括 (内 訳) 表

第 08-00-723-2-053 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳
道路詳細設計						道路詳細設計(B) 1.000 (km)式
	1	式				
共通						
	1	式				
共通(設計業務)						
	1	式				
打合せ等						打合せ 1.000 業務
	1	式				
直接原価計						
	1	式				
(うち直接人件費)						
	1	式				
(うち直接経費)						
	1	式				
旅費交通費						
	1	式				
電子成果品作成費						
	1	式				
その他原価						
	1	式				
一般管理費等						
	1	式				
業務価格計						
	1	式				
業務価格合計						
	1	式				
消費税相当額						
	1	式				
業務委託費						
	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

第 08-00-723-2-053 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
基準点測量									
基準点測量									
4級基準点測量									
4級基準点測量						点			
					3.000				
4級基準点測量（永久標識設置なし, 伐採なし） 地域による変化率(耕地 平地)						点			
					3.000				
地形測量									
現地測量									
現地測量									
現地測量						(km2) 式			
					1.000				
現地測量 縮尺(1／500), 作業量(0.001 km2), 地域による変化率（縮尺1／500）（耕地 平地）						式			
					1.000				
応用測量									
路線測量									
路線測量									
作業計画						業務			
					1.000				
作業計画（路線）						業務			
					1.000				
現地踏査						km			
					0.120				

本 工 事 費 内 訳 書

第 08-00-723-2-053 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	現地踏査（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0～1000台未満/12時間 [0.0])				0.120	km			
線形決定					0.120	km			
線形決定（路線） 地域による変化率(耕地 平地)					0.120	km			
中心線測量					0.120	km			
中心線測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0～1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 2 [0.0]), 測点間隔による変化率(測点間隔 20m [0.0])					0.120	km			
仮BM設置測量					0.120	km			
仮BM設置測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0～1000台未満/12時間 [0.0])					0.120	km			
縦断測量					0.120	km			
縦断測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0～1000台未満/12時間 [0.0])					0.120	km			
横断測量					0.120	km			
横断測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0～1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 2 [0.0]), 測量幅による変化率(45m未満), 測点間隔による変化率(20m [-0.1])					0.120	km			
直接測量費計									
旅費交通費									

本 工 事 費 内 訳 書

第 08-00-723-2-053 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
電子成果品作成費									
諸経費									
業務価格計									
道路設計									
道路設計									
道路詳細設計									
道路詳細設計(B)									
					1.000	(km) 式			
道路詳細設計 (B) 設計延長(0.12 km), 地形による割増(平地延長), 車線数による割増(1~2車線 延長), 複断面の延長(0.12 km), 暫定計画(しない [0%]), 歩道等の設計(しない [0%]), 取付道路、付替水路、横断管渠等(いずれか設計する [0%]), 道路環境関連施設の設計(しない [0%]), 特殊法面の設計(道路設計と一体で行わない [0%]), 路床入替等の処理に対する設計(含めない [0%]), 施工途中の車線変更等の設計(含めない [0%]), 工区ごとに成果品を分割(含まない [0%])					1.000	式			
共通									
共通(設計業務)									
打合せ等									
打合せ									
					1.000	業務			
打合せ (設計) 中間打合せ回数(1 回)					1.000	業務			
直接原価計									

本 工 事 費 内 訳 書

第 08-00-723-2-053 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量		単位	単 価	金 額	摘 要
(うち直接人件費)										
(うち直接経費)										
旅費交通費										
電子成果品作成費										
その他原価										
一般管理費等										
業務価格計										
業務価格合計										
消費税相当額										
業務委託費										

数量計算書

8市単 市道（江）1014号線 測量設計業務委託

[illegible]